

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実施スケジュール

区分	令和7年度			令和8年度									
	令和8年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
(1) 3月下旬に交付を希望	事業所	賃金改善・職場環境改善（3月末までに完了） ※3月末までに賃金改善等を行う必要があります。											
	県 事業所	【申請期限】 2月12日			【補助金交付】 3月下旬	【実績報告】 4月15日まで							
(2) 5月下旬に交付を希望	事業所	賃金改善・職場環境改善（実績報告書の提出までに完了）											
	県 事業所	【申請期限】 2月28日			【補助金交付】 5月下旬			【実績報告】 10月30日まで					
(3) 6月下旬に交付を希望	事業所	賃金改善・職場環境改善（実績報告書の提出までに完了）											
	県 事業所	【申請期限】 4月15日（最終締め切り）			【補助金交付】 6月下旬			【実績報告】 10月30日まで					

※補助金の交付時期が上記（1）～（3）のいずれの時期となっても交付額は同じです。

※令和8年1月～3月に新規で開設した事業者や、令和7年12月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い事業者は上記（3）の6月下旬の補助金交付となります。

※次ページに注意事項を記載していますので、必ずご確認ください。

【補助金交付にあたっての注意事項】

(1) 3月下旬に補助金の交付を希望する事業所について

○令和8年2月12日(木)までに申請した事業所が対象です。

提出いただく計画書に不備がある場合は、5月下旬以降の補助金交付となります。記載内容に誤りがないか、チェック漏れがないか等、十分にご確認の上、計画書をご提出ください。

○申請期限（令和8年2月12日）を過ぎて申請された場合は5月下旬以降の補助金交付となります。

○補助金の算定における基準月は令和7年12月となります。

（基準月の介護総報酬に交付率を掛けた額を補助金として交付します。）

○計画書（介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業）基本情報入力シートの記入欄に、補助金の支給時期を選択する欄がありますので、「本補助金について、令和8年3月末までの支給を希望します」にチェックを入れてください。

（以下のどちらか1つの支給希望時期にチェック(✓)すること。
令和8年3月末までの支給を希望する場合、事業実施時期に関する項目もチェック(✓)すること。）

本補助金について、令和8年3月末までの支給を希望します。	
<input checked="" type="checkbox"/>	（令和8年3月末までの支給を希望する場合にチェック(✓) 令和8年3月末までに支給を受けた場合には、令和8年3月末までに賃金改善及び職場環境改善を実施する必要があることを理解しています。）
本補助金について、令和8年4月以降の支給を希望します。	

○年度内（3月末まで）に事業所内で賃金改善や職場環境改善を行い、交付金額を全額使い切る必要があります。

年度内に賃金改善や職場環境改善を実施していないことが発覚した場合、補助金の返還の事由に該当します。

○補助金の交付時期が3月下旬となるため、補助金の交付前に、法人においてあらかじめ交付金額を算出いただいた上で、立て替えて職員の賃金改善や職場環境改善を実施いただく必要があります。

○実績報告書の提出期間が令和8年4月1日（水）から4月15日（水）となります。

補助金交付からの期間が非常に短くなっていますので、報告書の作成については早期に着手してください。

(2) 5月下旬に補助金の交付を希望する事業所について

○令和8年2月28日(土)までに申請した事業所が対象です。

提出いただく計画書に不備がある場合は、6月下旬の補助金交付となりますので、ご了承ください。

○申請期限（令和8年2月28日）を過ぎて申請された場合は6月下旬の補助金交付となります。

○補助金の算定における基準月は令和7年12月となります。

○計画書（介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業）基本情報入力シートの記入欄に、補助金の支給時期を選択する欄がありますので、「本補助金について、令和8年4月以降の支給を希望します」にチェックを入れてください。

（以下のどちらか1つの支給希望時期にチェック（✓）すること。
令和8年3月末までの支給を希望する場合、事業実施時期に関する項目もチェック（✓）すること。）

	本補助金について、令和8年3月末までの支給を希望します。
	（令和8年3月末までの支給を希望する場合にチェック（✓） 令和8年3月末までに支給を受けた場合には、令和8年3月末までに賃金改善及び職場環境改善を実施する必要があることを理解しています。）
✓	本補助金について、令和8年4月以降の支給を希望します。

(3) 6月下旬に補助金の交付を希望する事業所について

○令和8年4月15日(水)までに申請した事業所が対象です。

○申請期限（4月15日）を過ぎて申請された場合は受付ができませんので、必ず期限までに申請してください。

○対象となる事業所は原則として以下の事業者となります

- ・令和7年12月のサービス提供分がやむを得ない事情により他の平常月と比較して著しく低い事業者
(基準月を令和8年1月～3月の任意の月として申請)
- ・令和8年1月～3月に新規で開設した事業者（基準月を原則初回サービス提供月として申請）

○計画書（介護分野の職員の賃上げ・職場改善支援事業）基本情報入力シートの記入欄に、補助金の支給時期を選択する欄がありますので、「本補助金について、令和8年4月以降の支給を希望します」にチェックを入れてください。

（計画書のレイアウトは上記（2）の内容を参照）